

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 3
- 亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 4
- 亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱 (自治防災課) 5
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 13
- 市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 13
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 14
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 15
- 公示送達 (高齢福祉課) 16
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の規定により文部科学大臣が指定した行事 (税務課) 17
- 公示送達 (保険医療課) 18
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 20
- 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課) 20

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 21
- 町の名称の設定 (都市計画課) 26
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 26
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 27
- インターネット公有財産売却に係る一般競争入札の執行 (財産管理課) 29
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 32
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 33

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和2年11月定例総会の開催 37

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 38
- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 38
- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 39
- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 39

○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 40

○亀岡市指定給水装置工事事業者における指定取消の告示 40

市立病院欄

—— 告 示 ——

○収納事務の委託 41

告示

亀岡市告示第178号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

ヒブ	8,426円
----	--------

」

を

「

ロタウイルス感染症（ロタリックス）	14,542円
ロタウイルス感染症（ロタテック）	8,936円
ヒブ	8,426円

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱（平成31年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式中

「

・BCG	: 1回
・ヒブ	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・ジフテリア・百日せき・破傷風	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・ジフテリア・破傷風	: 2期
・不活化ポリオ（単独）	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・麻しん・風しん（MR）	: 1期・2期
・麻しん（単独）	: 1期・2期
・風しん（単独）	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回（1回目・2回目）・1期追加・2期
・子宮頸がん	: 1回目・2回目・3回目

」

を

「

・ロタウイルス感染症（ロタリックス）	: 1回目・2回目
・ロタウイルス感染症（ロタテック）	: 1回目・2回目・3回目
・ヒブ	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・ジフテリア・百日せき・破傷風	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・ジフテリア・破傷風	: 2期
・不活化ポリオ（単独）	: 1期初回（1回目・2回目・3回目）・追加接種
・麻しん・風しん（MR）	: 1期・2期
・麻しん（単独）	: 1期・2期
・風しん（単独）	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回（1回目・2回目）・1期追加・2期
・ヒトパピローマウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・BCG	: 1回

」

に改める。

別記第2号様式中

「

(主治医記入欄)	
・BCG	: 1回
・ヒブ	: 初回接種(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	: 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・ジフテリア・百日せき・破傷風	: 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・ジフテリア・破傷風	: 2期
・不活化ポリオ(単独)	: 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・麻しん・風しん(MR)	: 1期・2期
・麻しん(単独)	: 1期・2期
・風しん(単独)	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回(1回目・2回目)・1期追加・2期
・子宮頸がん	: 1回目・2回目・3回目

」

を

「

(主治医記入欄)	
・ロタウイルス感染症(ロタリックス)	: 1回目・2回目
・ロタウイルス感染症(ロタテック)	: 1回目・2回目・3回目
・ヒブ	: 初回接種(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・小児肺炎球菌	: 初回接種(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・B型肝炎	: 1回目・2回目・3回目
・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	: 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・ジフテリア・百日せき・破傷風	: 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・ジフテリア・破傷風	: 2期
・不活化ポリオ(単独)	: 1期初回(1回目・2回目・3回目)・追加接種
・麻しん・風しん(MR)	: 1期・2期
・麻しん(単独)	: 1期・2期
・風しん(単独)	: 1期・2期
・水痘	: 1回目・2回目
・日本脳炎	: 1期初回(1回目・2回目)・1期追加・2期
・ヒトパピローマウイルス感染症	: 1回目・2回目・3回目
・BCG	: 1回

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、豪雨による土砂災害の被害を受けた土地の応急復旧を支援し、現在及び将来にわたり安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、被害を受けた土地の応急復旧を行う市民等に対し、予算の範囲内において、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 豪雨 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により、激甚災害として指定された災害による降雨、市内で1時間当たりの雨量が20ミリメートル以上又は24時間あたりの雨量が80ミリメートル以上を観測した降雨その他特に市長が認めた降雨をいう。
- (2) 急傾斜地 地表面の勾配が30度を超え、かつ、高さが2メートル以上の傾斜地（土地造成等による切土又は盛土による傾斜地及び擁壁等を含む。）をいう。
- (3) 住宅用地 現に人が居住するための家屋

の敷地の用に供されている土地をいう。

- (4) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 応急復旧工事 土砂災害の被害を受けた土地において、被害の拡大及び二次被害の発生を防止するために行う工事で、次に掲げるものをいう。
 - ア 崩壊土砂及び倒木等障害物の除去
 - イ 土のう又は矢板等による土留め
 - ウ シート等による地表面の保護
 - エ 水路の確保等による排水処理
 - オ その他応急的な措置

(補助対象地)

第3条 補助の対象となる土地（他の同種の補助金制度の対象となっている土地を除く。以下「補助対象地」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、現地調査等により被害の程度が大きく、かつ、相当の危険があるため、直ちに応急復旧工事が必要であると市長が認めた土地に限る。

- (1) 豪雨による地表面の崩壊又は土砂の流出により損壊した急傾斜地（以下「被災した急傾斜地」という。）である住宅用地
- (2) 下端に土砂等の流入による被害を受けた住宅用地が隣接し、又は近接する被災した急傾斜地
- (3) 被災した急傾斜地の下端に隣接し、又は近接する土砂等の流入による被害を受けた住宅用地

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象地又は補助対象地の下端に隣接若しくは近接する住宅用地の所有者等である個人、地縁団体又はこれに準ずる団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被災した急傾斜地である住宅用地の応急復旧工事に係る経費で、工事に要する経費が100万円以上のもの
- (2) 下端に土砂等の流入による被害を受けた住宅用地が隣接し、又は近接する被災した急傾斜地の応急復旧工事に係る経費で、工事に要する経費が100万円以上のもの
- (3) 急傾斜地の下端に隣接し、又は近接する土砂等の流入による被害を受けた住宅用地の応急復旧工事に係る経費で、工事に要する経費が20万円以上のもの

2 前項各号に定める応急復旧工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による土木工事業の許可を受けている者に請け負わせ施工しなければならない。

3 前項に規定する補助対象工事を請け負う事業者（以下「請負業者」という。）は、工事の施工に伴い補助対象地の形状変更及び工作物の設置等を行うときは、各関係法令が定める構造等の技術基準を遵守しなければならない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、被災した急傾斜地である住宅用地の応急復旧工事は300万円、隣接土地の応急復旧工事は200万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象地が被害を受けた日から起算して12月が経過した日が属する月の末日までに、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、公図、登記事項証明書及び現況写真
- (2) 施工図面、工程表及び見積書
- (3) 補助対象地に係る権利者の承諾書又は誓約書
- (4) 請負業者に係る建設業許可証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の変更申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金変更申請書（別記第3号様式）に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認）

第10条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金変更承認通知書（別記第4号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、当該工事を完了したときは、交付決定を受けた年度の2月末日までに、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた工事に要した経費に係る領収書の写し又は工事に要した経費の金

額を証する書類の写し

- (2) 工事完成後の状況が確認できる写真
- (3) 請負契約書又は請負業者との契約を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の確定を受けた補助決定者は、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 工事成果が交付決定した内容と大きく異なったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和2年7月以降に発生した自然災害について適用する。

別記第1号様式(第7条関係)

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふりがな④		
1 申請者氏名	〒 - - (年 月 日 発生)		
2 申請者住所	電話番号 - - -		
3 自然災害の名称	亀岡市		
4 被害(施工)箇所	<input type="checkbox"/> 急傾斜地である住宅用地(補助限度額300万円) (主な工事内容:) <input type="checkbox"/> 急傾斜地の下端に隣接する住宅用地(補助限度額200万円) (主な工事内容:) <input type="checkbox"/> 下端に住宅用地が隣接する急傾斜地(補助限度額300万円) (主な工事内容:)		
5 応急復旧工事の内容	工事期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日 許可番号: (国土交通大臣・知事) 第 号 事業者名称: (代表者名:) 所在地: 電話番号: - - -		
6 応急復旧工事に要する費用	円		
7 交付申請額	, 000円(千円未満切捨) 応急復旧工事に要する費用×2/3の額又は補助限度額のうちいずれか少ない額		
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 施工図面 <input type="checkbox"/> 建設業許可証(写) <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 承諾書(又は誓約書) <input type="checkbox"/> ()		
備考			

第2号様式(第8条関係)

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請された亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日 亀岡市長 団

記

- 1 交付決定額 円
- 2 その他 応急復旧工事が完了したときは、速やかに亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金実績報告書(別記第5号様式)を提出してください。

第3号様式(第9条関係)

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金変更申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

様

申請者 住所
氏名

㊦

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金の申請内容を下記のとおり変更したいので、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

変更前	交付決定額	, 000円
	工事の内容	
	工事期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日
	応急復旧工事に要する費用	円
	変更申請額	, 000円(千円未満切捨) 応急復旧工事に要する費用×2/3の額 又は補助限度額のうちいずれか少ない額
変更後	工事の内容	
	工事期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日
	応急復旧工事に要する費用	円
	変更の理由	
	添付書類 (変更に係る書類)	<input type="checkbox"/> 施工図面 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 見積書
	備考	

※ 該当する項目のみ記入してください。

第4号様式(第10条関係)

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請された亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

団

記

変更前	交付決定額	, 000円
	工事の内容	
	工事期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日
変更後	変更後の額	, 000円
	工事の内容	
	工事期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日
	変更の条件	
	備考	

第5号様式(第1.1条関係)

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名

⑥

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金について、下記のとおり実施したので亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱第1.1条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 自然災害の名称	(年 月 日発生)
2 施工箇所	亀岡市
3 補助対象地の種類	<input type="checkbox"/> 急傾斜地である住宅用地の応急復旧工事 <input type="checkbox"/> 急傾斜地に隣接する住宅用地 <input type="checkbox"/> 下流に住宅用地が隣接する急傾斜地
工事期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日
工事請負者	許可番号: (国土交通大臣・知事) 第 号 事業者名称: (代表者名:) 所在地: 電話番号: - -
4 応急復旧工事に要した費用	円
5 交付決定額	, 000円
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書の写し () <input type="checkbox"/> 完成写真 () <input type="checkbox"/> 契約書の写し () <input type="checkbox"/> () () ()
備考	

第6号様式(第1.2条関係)

様

亀岡市長 宛

第 年 月 日 号

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定した亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円

第7号様式（第13条関係）

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所

氏 名 ㊞

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請 求 金 額	円
---------	---

【口座情報】

振込口座	銀行・金庫・組合				本店・支店・出張所			
	金融機関 番 号	支店番号	1. 普通 2. 当座	口座番号				
	フリガナ							
	口座名義							

「揭示済」

亀岡市告示第181号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01313	下矢田2丁目1号線	亀岡市下矢田町2丁目6番9先	
		亀岡市下矢田町2丁目208番8先	
01314	下矢田2丁目2号線	亀岡市下矢田町2丁目206番68先	
		亀岡市下矢田町2丁目207番12先	
18315	馬堀南垣内1号線	亀岡市篠町馬堀南垣内10番8先	
		亀岡市篠町馬堀南垣内10番3先	
18316	上西裏3号線	亀岡市篠町篠上西裏56番1先	
		亀岡市篠町篠上西裏44番5先	

「揭示済」

亀岡市告示第182号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名		起	点
			終	点
04080	中宮条線	変更前	亀岡市曾我部町中宮ノ前33番先	亀岡市曾我部町中状使4番2先
		変更後	亀岡市曾我部町中中筋19番1先	亀岡市曾我部町中状使4番2先
04081	前通中筋線	変更前	亀岡市曾我部町中前通24番2先	亀岡市曾我部町中状使23番先
		変更後	亀岡市曾我部町中前通24番2先	亀岡市曾我部町中状使17番1先
07056	樋ノ口石敷線	変更前	亀岡市本梅町西加舎樋ノ口21番1先	亀岡市本梅町西加舎石敷29番先
		変更後	亀岡市本梅町西加舎樋ノ口4番1先	亀岡市本梅町西加舎石敷29番先

「揭示済」

亀岡市告示第183号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年10月1日から令和2年10月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01313	下矢田2丁目1号線	亀岡市下矢田町2丁目6番9先	219.64m	6.00m
		亀岡市下矢田町2丁目208番8先		6.00m
01314	下矢田2丁目2号線	亀岡市下矢田町2丁目206番68先	111.00m	6.00m
		亀岡市下矢田町2丁目207番12先		6.00m
18315	馬堀南垣内1号線	亀岡市篠町馬堀南垣内10番8先	26.74m	6.00m
		亀岡市篠町馬堀南垣内10番3先		12.00m
18316	上西裏3号線	亀岡市篠町篠上西裏56番1先	64.92m	6.01m
		亀岡市篠町篠上西裏44番5先		12.02m
04080	中宮条線	亀岡市曾我部町中中筋19番1先	157.00m	2.19m
		亀岡市曾我部町中状使4番2先		2.65m
04081	前通中筋線	亀岡市曾我部町中前通24番2先	241.18m	1.70m
		亀岡市曾我部町中状使17番1先		3.56m
07056	樋ノ口石敷線	亀岡市本梅町西加舎樋ノ口4番1先	261.36m	3.15m
		亀岡市本梅町西加舎石敷29番先		4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第184号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和2年10月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年10月1日から令和2年10月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01313	下矢田2丁目1号線	亀岡市下矢田町2丁目6番9先	219.64m	6.00m
		亀岡市下矢田町2丁目208番8先		6.00m
01314	下矢田2丁目2号線	亀岡市下矢田町2丁目206番68先	111.00m	6.00m
		亀岡市下矢田町2丁目207番12先		6.00m
18315	馬堀南垣内1号線	亀岡市篠町馬堀南垣内10番8先	26.74m	6.00m
		亀岡市篠町馬堀南垣内10番3先		12.00m
18316	上西裏3号線	亀岡市篠町篠上西裏56番1先	64.92m	6.01m
		亀岡市篠町篠上西裏44番5先		12.02m
04080	中宮条線	亀岡市曾我部町中中筋19番1先	157.00m	2.19m
		亀岡市曾我部町中状使4番2先		2.65m
04081	前通中筋線	亀岡市曾我部町中前通24番2先	241.18m	1.70m
		亀岡市曾我部町中状使17番1先		3.56m
07056	樋ノ口石敷線	亀岡市本梅町西加舎樋ノ口4番1先	261.36m	3.15m
		亀岡市本梅町西加舎石敷29番先		4.00m

「揭示済」

亀岡市告示第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

令和2年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和2年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

住 所	氏 名
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第186号

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）附則第24条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年10月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第187号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年10月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和2年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和2年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第188号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和2年10月15日（木）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 3台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3か月間

7 返還期間 月曜日～土曜日

午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- (1) 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- (2) 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- (3) 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第189号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例）

7 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点における軽減者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条第1項に該当するものについては、第11条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和2年10月1日から適用する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第65号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年10月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--|------------|--------|
| (1) 工事番号 | 水配替第4号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（16工区） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町・蒔田野町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管 | DSGX φ 150 | 364.7m |
| | | DSGX φ 100 | 8.0m |
| | | DSGX φ 75 | 850.3m |
| | | HPPE φ 50 | 52.1m |
| | 給水管 | | 60戸 |
| | 仮設管 | | 1式 |
| | 水管橋（添架式） | | 1橋 |
| (6) 予定価格（税込） | 107,294,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 97,540,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和3年3月10日まで | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。 | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | |

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者ないし3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、2者による共同企業体の場合、全ての構成員が30パーセント以上、3者による共同企業体の場合、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の特定建設工

事共同企業体（JV）による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の特定建設工事共同企業体（JV）による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3.配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年10月6日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年10月6日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年10月14日（水） 午前9時から午後5時まで 令和2年10月15日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年10月16日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年10月13日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年10月19日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年10月20日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和2年10月22日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年10月23日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年10月26日（月） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札された業者は、他の特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の別図1及び別図2に示す区域の町の名称を別図3及び別図4に示すとおりに設定することについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により公告する。

なお、次の要件を満たすものについては、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公告の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、当該町の区域及び名称の設定案について、市長に変更の請求をすることができる。

令和2年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

要件

公告された案に係る町又は字の区域内に住所を有するもので、市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであること。

別図1～4 省略

「揭示済」

亀岡市公告第67号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年10月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年10月14日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第68号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年10月15日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	<p>亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5 (元市営住宅事業用地) 宅地 合計面積766.96㎡(実測)</p>
入札日時及び 入札場所	<p>令和2年12月8日(火曜日) 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室</p>
入札参加資格	<p>日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者</p>
参加申込み	<p>この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。</p>
参加申込受付 期間及び場所	<p>参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課(14番窓口)にて受け付ける。 令和2年10月30日(金曜日)から令和2年11月18日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 受付時間：午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p>
実施要領・入 札参加申込書 等の配布	<p>「亀岡市公有地の売却について(亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5)：実施要領【令和2年12月8日入札実施】」として、令和2年10月15日(木曜日)から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。</p>
予定価格(最 低売却価格) の有無	<p>予定価格(最低売却価格)を次のとおり設定する。 37,430,000円</p>

<p>土地の利用・留意事項</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> <p>イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。南側市道内には配水管（H I V P φ 4 0 mm）が布設されているが、既存配水管から新たな引込みは不可能のため、新規引込口径に合わせた配水管の増径整備が必要。配水管の整備にあたっては、亀岡市水道課と協議が必要。なお、配水管の整備に係る工事費用については、全額申請者の負担となる。給水装置工事申込み時に加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。</p> <p>ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水桝はない。当該地の受益者負担金は完納されている。前面道路（南側）に下水道本管（V U φ 2 5 0 mm）の布設がある。公共汚水桝が必要な場合は、申請者の負担による設置となる。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議・調整を行うこと。</p> <p>エ 令和2年7月8日の降雨により、敷地内の法地上部付近の一部が崩れ、該当箇所を整地やフェンス撤去などの復旧修繕工事を実施している。</p> <p>オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議・調整の上、適切に処理すること。</p> <p>カ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。なお、本物件内の工作物及び立木等について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。</p> <p>キ 土地利用・工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>ク 接道条件、敷地内の高低差や復旧修繕工事箇所などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>
<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>

無効な入札	次の入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 指定の時刻までに提出しなかった入札 ウ 所定の入札書によらない入札 エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札 オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 ク 入札金額を訂正した入札 ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札
落札者の決定方法	予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。
入札保証金及び契約保証金	入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市北古世町一丁目72番、同72番5）：実施要領【令和2年12月8日入札実施】」で確認し、全て承知・承諾の上、入札参加すること。
問い合わせ先	亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160

「揭示済」

 亀岡市公告第69号

亀岡市インターネット公有財産売却に係る一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年10月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 件名 亀岡市インターネット公有財産売却（令和2年度第1回）
- 2 入札に付する物件

次の表に掲げるものとする。物件の現状等については、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の公有財産売却物件一覧のとおり。

《売却システムアドレス http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_kyo_kameoka.city》

区分番号	物件名	予定価格	入札保証金	下見会会場 及び引渡場所
R2001	日産セドリック 2000年式 FR 黒 走行距離8.6万km	80,000円	8,000円	亀岡市役所

3 入札の参加条件

日本国内に居住している個人又は法人で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第65号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又はこれらの者の依頼を受けて入札参加する者
- (6) 亀岡市税を滞納している者
- (7) 年齢が20歳未満の者
- (8) 日本語を完全に理解できない者
- (9) 亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 亀岡市が物件毎に特に定める条件を満たさない者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、令和2年10月22日（木）午後1時から令和2年11月9日（月）午後2時までに、売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行い、クレジットカードにより亀岡市が定めた入札保証金を納付すること。亀岡市において参加申込みの審査を行った上で本申込み（本登録）が完了したものとする。ただし、申請に不備があった場合は申込みを取り消す。

なお、代理人による手続きをする場合は、次の書類を令和2年11月6日（金）必着で提出すること。

- ・本人からの委任状（亀岡市ホームページからダウンロードした様式を使用すること。）
- ・委任者及び受任者双方の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートの写し等（法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】等））

5 入札物件の下見会

下見会を次のとおり開催する。下見会で物件を直接確認し、物件の状態など全ての事項を承知・了承の上、入札参加すること。下見会への参加は、必ず開催日の前開庁日正午までに電話（会計管理室財産管理課：0771-25-5160）で予約すること。下見会で物件を確認しない場合は、掲載写真の閲覧などにより全ての事項を承知・了承したものとみなすので留意すること。

【区分番号R2001の自動車】

- ・令和2年10月29日（木）午後1時30分から亀岡市役所にて
- ・令和2年11月4日（水）午後1時30分から亀岡市役所にて

6 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

令和2年11月24日（火）午後1時から令和2年12月1日（火）午後1時まで

(2) 入札の方法

売却システム上で入札価格を登録する。一度行った入札については、取消しや変更はできない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、亀岡市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の入札保証金は、契約締結をもって契約保証金に全額充当する。
- (3) 落札者以外の者の入札保証金は、入札期間終了後に全額返金する。
- (4) 入札保証金には利息を付さない。
- (5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は亀岡市に帰属する。

8 入札の無効

- (1) この公告に示した参加資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後に開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定する。落札者の決定に当たっては、落札者のYAHOO!JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。
- (2) 落札者のYAHOO!JAPAN ID及び落札価格を売却システム上に公開する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和2年12月8日（火）までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

落札者には亀岡市より契約書（2部）等を送付するので、必要事項を記入・押印の上、次の書類を添付して契約締結期限までに亀岡市へ直接持参又は郵送すること。

ア 個人で参加する場合

住所、氏名、生年月日が確認できる書類（運転免許証、パスポートの写し等）

1通、その他亀岡市が指定する書類

イ 法人で参加する場合

登記事項証明書【現在事項全部証明書】1通及び印鑑証明書1通、その他亀岡市が指定する書類

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とし、

契約締結時に納付されている入札保証金の全部を充当する。

なお、契約保証金は売払代金の一部として全額充当する。また、契約保証金には利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残額の納入

契約の相手方は、令和2年12月15日（火）午後2時までに亀岡市が納付を確認できるように、売払代金の残額を一括で銀行振込により納付しなければならない。

なお、売払代金納付期限までに納付がない場合は、入札保証金を充当した契約保証金を没収し返還しない。

1 1 物品の引渡し

物品の引渡しは、売払代金の残額の納入後、亀岡市が指定する引渡場所にて公開したときの状態で引き渡すものとする。引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、亀岡市は一切の責任を負わない。

1 2 所有権の移転及び名義変更

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する費用等は、落札者の負担とする。

(3) 自動車は一時抹消登録となっているので、自走して搬送する場合は、仮ナンバーを取得すること。そのために必要となる登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の写しを亀岡市から送付する。

(4) 落札者は、落札物件の移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡

することはできない。

1 3 その他

(1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

(2) 亀岡市は、売払物件の契約不適合責任を負わない。

(3) 入札及び契約に関する問い合わせ先
亀岡市役所 会計管理室財産管理課
(電話0771-25-5160)

「揭示済」

亀岡市公告第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町馬堀向端14の1の一部、14の3の一部、23、24の3の一部、25の5の一部、26、池ノ下23、23の11の一部、25の40の一部、市有地（関連区域）

亀岡市篠町馬堀池ノ下25の1の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市篠町馬堀南垣内21の37
株式会社Caro

「揭示済」

亀岡市公告第71号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 工事番号 | 2建第1号 |
| (2) 工事名 | 市営大年住宅屋根等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町下大年地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 市営大年住宅屋根等改修工事 |
- ア 施設概要
- | | |
|------------------|------------|
| 壁式鉄筋コンクリート造3階建て | 2棟（A棟及びB棟） |
| 延べ面積：A棟（自転車置場共） | 993.23㎡ |
| B棟（自転車置場、プロパン庫共） | 999.23㎡ |
- イ 工事概要（A棟及びB棟共通）
- | | |
|------------------|----|
| (ア) 大規模改修工事 | 一式 |
| ・屋根葺替え（カバー工法）工事 | |
| ・外壁仕上げ改修工事 | |
| ・屋外階段屋根新設・手摺改修工事 | |
| ・給湯器改修工事 | |
| (イ) 機械設備工事 | 一式 |
| ・給水直結方式改修 | |
| (ウ) 附帯電気・機械設備工事 | 一式 |
- | | |
|------------|---|
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和3年3月10日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 最低制限価格 | 採用 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工 |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約した工事、契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式

工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年10月28日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年10月28日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年11月5日(木) 午前9時から午後5時まで 令和2年11月6日(金) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年11月9日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年11月4日(水)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年11月10日(火)午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 令和2年11月12日(木) 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和2年11月16日(月) 午前9時から午後5時まで 令和2年11月17日(火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表:令和2年11月17日(火) 午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和2年11月19日(木)正午まで	共通事項5-2のとおり

予定価格に関する質問への回答	令和2年11月20日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和2年11月20日（金） 午前10時	令和2年11月24日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和2年11月24日（火） 午前9時から午後3時まで	令和2年11月25日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和2年11月24日（火） 午後3時以降	令和2年11月25日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

任免及び辞令

渡辺 栄実子
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

西開 宏史
亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

稲井 康弘

阿佐 知幸

廣瀬 秀樹

時田 和彦

片岡 芳幸

横田 政幸

菊井 誠

前河 秀秋

福田 一芳

(各 通)

越田 哲史

阪本 和宏

梶原 英夫

井上 敬章

神田 昌彦

塚本 政雄

田井 浩二

木村 好孝

木藤 伸一朗

安達 多賀子

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は令和4年9月30日までとします

武井 周作

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和4年9月30日までとします

令和2年10月1日

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和2年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年10月30日

亀岡市農業委員会

会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和2年11月5日(木)

午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 1階 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 非農地証明交付について
- ・第6号議案 令和2年12月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・利用権設定)

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における事業廃止の告示

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和2年8月28日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
45	菱田工務店	菱田 辰夫	亀岡市上矢田町四軒屋72

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における事業廃止の告示

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和2年9月30日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
33	株式会社 高見組	代表取締役 高見 伸哉	福知山市宇天田31番地の1

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における事業廃止の告示

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和2年9月2日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
53	新栄設備株式会社	代表取締役 渡辺 敏彦	京都市伏見区与五郎町1番地の533

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における事業廃止の告示

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和2年7月8日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
59	株式会社 京都産業	代表取締役 中川 辰次	南丹市八木町西田 愛染嶋26-5

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における事業廃止の告示

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和2年9月14日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
177	田淵建設株式会社	代表取締役 田淵 輝道	福知山市字前田 1406番地

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第24号

亀岡市指定給水装置工事事業者
における指定取消の告示

令和2年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第5号の規定により告示する。

記

1 指定取消処理日

令和2年9月30日

1 指定取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
14	株式会社 東部開発	代表取締役 木曾 正	亀岡市曾我部町寺 上下垣内45-10
15	中川水道	代表 中川 一馬	亀岡市西堅町64-2
17	株式会社 秦工業	代表取締役 秦 明男	亀岡市内丸町43-1
19	ヒシダ工業所	代表 菱田 敏	亀岡市上矢田町東 垣内20
25	東輝住設	代表 清水 武	亀岡市篠町広田2 丁目24番1号
26	紅竹工業所 株式会社	代表取締役 田村 静夫	長岡京市柴の里 10-56
27	株式会社 西山設備	代表取締役 吉岡 進	長岡京市長岡2丁 目15-5
38	有限会社 富安水工店	代表取締役 富安三十四	向日市森本町下森 本15番地の20
46	石田土建	代表 石田 武夫	亀岡氏禰田野町天 川本山19番地の2

51	株式会社 原設備工業	代表取締役 中田 高志	京都市伏見区小栗 栖山口町1番地1
54	マンマル産業 株式会社	代表取締役 江田 淳	亀岡市安町25番地
56	有限会社 北岡設備	代表取締役 北岡 徹也	京都市伏見区深草 西浦町3丁目13-7
58	今西設備	代表 今西 栄三	亀岡市馬路町池尻 100番地
61	有限会社 西村設備	代表取締役 西村 雅治	亀岡市大井町並河 前脇65番地の6

3 廃止理由

指定の有効期間満了のため

「掲示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年10月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 委託の相手方

京都市下京区四条通東洞院東入立売西町
60 日本生命四条ビル8F
株式会社ソラスト京滋支社

2 委託期間

令和2年10月1日から
令和4年9月30日まで

「掲示済」